各種計画評価シート

No. ２１

主管課：係名	福祉介護課　：　障害福祉係
計画名称	昭和町第５次障がい者計画
策定の趣旨 （目　的）	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画で、地域の取り組むべき課題や施策に関する方向性や考え方を定めるものです。
計画期間 〔策定年月日〕	令和４年度～　　令和８年度の　５年間 〔令和４年　３月策定〕
総合計画、法令等の位置づけ	・策定の根拠となるもの 昭和町第６次総合計画 昭和町地域福祉計画 「障害者基本法」第 11 条
計画の概要	・主な内容（特徴、予算、その他） １計画の概要 ２障がい者のある人を取り巻く現状 ３アンケート調査結果 ４計画の基本的な考え方 ５基本計画 ・自立した生活の支援 ・保健・医療サービスの充実 ・教育・文化芸術活動・スポーツ活動等の充実 ・雇用・就労、経済的自立の支援 ・安全・安心な生活環境の整備 ・情報アクセシビリティの向上 ・防災・防犯等の推進 ・差別の解消及び権利擁護の推進 ６計画の推進体制
	・計画策定体制（計画を策定した組織・機関とプロセス） 昭和町厚生事業計画策定懇話会 昭和町障害者計画専門部会
	・策定時の町民意見聴取手法 障害児者関係団体からのヒアリング調査（令和 3 年 9 月） 第５次障がい者計画策定のためのアンケート調査（令和 3 年 9 月） パブリックコメントの実施（令和 4 年 3 月）

	・計画推進体制（計画を推進する組織・機関とそのプロセス） 福祉介護課
	・目標設定の有無（数値目標の有無） 特になし
	・評価方法 各種事業に対しての現状把握と課題の検討
主な施策と進捗状況	進捗状況（令和７年度末現在） ・目標値がないため、各事業の推進に努めている。
未執行の施策と執行できない理由 〔課題 A〕	・特になし
今後の計画の進め方 〔課題 A の解決策〕	
総合的な自己評価	**計画全体の総合評価　〈　B　　評価〉**
	ランク分け　Ａ＝達成できた　Ｂ＝概ね達成できた　Ｃ＝一部達成できた　Ｄ＝ほとんど達成できていない
	※上記評価となった理由 障がい者への理解や個人情報保護法等の制約はあったが、関係団体等の協力や連携による各事業の推進が継続して行われている。 アンケート調査結果によると、日常生活で困っていることのトップが「将来の生活に不安がある」との回答であった。親の高齢化等により親亡き後の支援について、成年後見制度の活用、地域拠点登録についての周知不足が考えられるため、6 年度から相談支援事業所「穂のか」により特に拠点登録について積極的に動いてもらい、現在の登録者数は 9 人である。

※参考資料がある場合は添付すること。